審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	河川法施行令	法令番号	昭和４０年省令第１４号
手続名	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可#	根拠条項	第１６条の８

審査基準

1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和４５年９月１０日建設省河政初第１００号、建設省河川局長通達）の記の一による。
2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和４５年１０月７日建設省河政発第１０５号、建設省河川局水政課長通達）の記の第七による。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間	３０日	目次No.	１７
						標準経由期間	１５日		